平成２２年（フ）第７１４号
仙台市泉区南光台１丁目30番５号　シャルマン106
債務者　西村　友憲
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９７７号
仙台市宮城野区福室２丁目８番17―206号
債務者　大場　節子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９９５号
宮城県黒川郡大和町吉岡字東下蔵55番地の４　コーポトマトＫ
債務者　本田　茂昭
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４０号
宮城県亘理郡亘理町逢隈上郡字堤ノ内50番地161
債務者　宮本　春恵
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９０号
宮城県多賀城市下馬２丁目６番26号　コーポラス軽井沢８―102号
債務者　井島久美子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９１号
宮城県岩沼市押分字奥山186番地の１　林住宅７－２
債務者　玉手　明美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０１号
仙台市宮城野区苦竹１丁目４番30―904号
債務者　坂藤　　剛
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０９号
仙台市若林区伊在字西田29番地の２　11―12　Ｂ６－１Ｌ
債務者　佐々木由香
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２４号
仙台市泉区南中山２丁目30番地の６
債務者　角田　勝義
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２５号
仙台市泉区南中山２丁目30番地の６
債務者　角田八重子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３３号
仙台市泉区七北田字白水沢77番地
債務者　永澤　信一
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３９号
仙台市若林区六丁の目西町３番12―402号
債務者　佐々木孝行
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４９号
仙台市青葉区みやぎ台１―31―１　仙台ロイヤルケアセンター内、住民票上の住所仙台市青葉区中山台１丁目７番地の11　エクセレントモーリー102
債務者　萬　もとよ
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
福島市渡利字番匠町17番地の５　シャトー205号
債務者　渡邊　宏一
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１９４号
福島市飯坂町平野字上台15番地の７
債務者　安藤　真也
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３５５号
金沢市泉が丘２丁目１番23号　サーパス泉が丘通り106
債務者　山上　美子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３６０号
石川県河北郡津幡町字緑が丘３丁目96番地
債務者　草道　孝昭
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　金沢地方裁判所